

プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪です！

～「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」について～

元交際相手や元配偶者の裸などの性的画像を、撮影された人の同意なく、インターネット上に公表するなど、被害者が長期にわたり多大な精神的苦痛を受ける事案が多数発生しています。

そうした被害を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆるリベンジポルノ防止法）が平成26年11月に施行されました。



「私事性的画像」とは

「私事性的画像」とは、撮影対象者が第三者に見られることを認識せずに撮影された、

- ①性交又は性交類似行為
- ②他人が人の性器等を触る行為等
- ③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出、強調されているもの

のことで

※上記①～③を撮影した画像を記録した有体物（(例)写真やCD、USBメモリなど）を「私事性的画像記録物」といいます。

罰則について

1 公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

(例) インターネット利用による私事性的画像の公表、写真のばらまき行為等

⇒ **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

2 公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者

(例) SNS等によって、拡散目的で特定少数者に私事性的画像を提供する行為等

⇒ **1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

被害に遭わないために

「デジタル・タトゥー」という言葉があるように、インターネット上で公開された情報は一度拡散してしまうと、後から消すことが極めて困難です。（※入れ墨（タトゥー）のように、後から消すことが困難であることに例えた比喩表現）一度インターネット上に私事性的画像を公表されると、取り返しのつかない事態に陥ります。交際相手から裸の撮影や画像の送信を求められても、絶対に応じないことが被害に遭わないためにもっとも重要なことです。

<参考> ・警察庁「プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪です！」を加工して作成
<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/shiseigazouboushi/index.html>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp